

特定非営利活動法人介護の社会化を進める一万人市民委員会宮城県民の会
福祉サービス第三者評価事業評価機関運営規程

(目的)

第1条 特定非営利活動法人介護の社会化を進める一万人市民委員会宮城県民の会福祉サービス第三者評価事業評価機関(以下「本会」という。)は、福祉サービス利用者の適切なサービス選択に資するため、福祉サービスの質の向上を高めることを目的として福祉サービス第三者評価事業を実施する。

(所在地)

第2条 本会の事務局を仙台市宮城野区榴岡4丁目2番8号 テルウェル仙台ビル2Fに置く。

(評価対象事業)

第3条 本会は、子ども、障害者・児、高齢者分野の福祉施設(サービス)の第三者評価事業を実施する。

(評価調査者)

第4条 本会には、5名以上の評価調査者を置く。
2 所属する評価調査者は、別紙評価調査者一覧表に記載するものとする。

(事業推進責任者)

第5条 本会に事業推進責任者1名を置く。

(事務員)

第6条 本会に事務局を置き、会計責任を担う事務員1名以上を置く。

(苦情対応責任者)

第7条 本会に、苦情対応責任者1名、苦情対応担当者1名を置く。

(評価方針)

第8条 本会は、評価の実施にあたって、別に定める評価手順に基づいて評価事業を行うものとする。
また、サービス利用者及びその家族(以下「利用者等」という。)の意思に十分配慮し、別に定める倫理規程に則った評価を行うものとする。

(費用等)

第9条 当会で定める評価手数料は、別紙「評価料金表」に定める額とする。

(苦情対応)

第10条 当会は苦情対応の責任者、担当者及びその連絡先を下記とするとともに、苦情の申立て、または相談があった場合には迅速かつ誠実に対応する。その際、苦情対応簿を備え、苦情内容とその対応内容を記録する。
また、あらゆる機会を通じて再発防止に努める。

苦情対応関係連絡先・担当者

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡 4-2-8 テルウェル仙台ビル 2F

NPO 法人 介護の社会化を進める一万人市民委員会宮城県民の会

TEL 022-293-8158

FAX 022-293-8230

- 苦情対応責任者 熊谷 道夫 (代表理事)
- 苦情対応担当者 箕輪 元三 (副代表理事)

(事故対応及び損害賠償)

第 11 条 当会は第三者評価の実施にあたって事故が発生した場合は、速やかに受審事業者と協議し、必要な措置を講ずる。その際、事故対応簿を備え、事故内容とその対応内容を記録する。

また、あらゆる機会を通じて再発防止に努める。

2 当会は第三者評価の実施に伴って当会の責めに帰すべき事由により、受審事業者の職員、利用者等の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合はその損害を賠償する。

(研修)

第 12 条 本会は、第三者評価機関として事業者、利用者からの信頼をより高めるため、第三者評価に関する研修を継続して実施するものとする。

(情報の管理)

第 13 条 本会は、別に定める守秘義務に関する規程に則って、第三者評価事業実施に関する情報全般を管理し、利用者等並びに本会が評価事業を実施する福祉サービス事業所に関する情報が第三者に漏洩しないよう適切な管理を行うものとする。

附 則 この規程は、平成 19 年 8 月 15 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 28 年 7 月 1 日より施行する。